

■ 総則 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の経緯

- ・今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。
- ・このような時代にあつて、学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。



- ・“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程の実現」を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」 (育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」 (教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」 (各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」 (子どもの発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」 (学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」 (学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

2 改訂の基本方針

(1) 基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の^{ひら}実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

- 予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要。こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを發揮できるようにしていくことが必要。
- 知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要。 [平成 28 年 12 月中央教育審議会答申]

各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を三つの柱で再整理。

- ・「何を理解しているか、何ができるか」 (生きて働く「知識・技能」の習得)
- ・「理解していること・できることをどう使うか」
(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)
- ・「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」
(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に示した。

- ① 児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階はこれまでに地道に取り組み蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
- ② 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ③ 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ④ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ⑤ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑥ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。

(4) カリキュラム・マネジメントの推進

・教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。

・総則において、以下の三つの側面から、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントに努めることを新たに示した。

- ① 生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

(5) 教育内容の主な改善事項

・言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実などについて、総則や各教科等において、内容やその取扱いの充実を図った。

3 改訂の要点

(1) 学校教育法施行規則について

- ・中学校に関する規定の改正は行っていない。

(2) 前文の趣旨及び要点

- ・「第1章 総則」の前に「前文」を新設し、以下の内容を示した。
 - ① 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること。
 - ② 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと。
 - ③ 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の提案。

(3) 総則改正の要点

新しい教育課程の考え方について共有するために、総則は抜本的に改善されている。

① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」

- ・学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に再整理し、それらがバランスよく育まれるよう改善。
- ・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善。
- ・資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が推進されるよう改善。
- ・言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等を充実するよう改善。

② カリキュラム・マネジメントの充実

- ・カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう、総則の章立てを改善。
- ・生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するよう改善。

③ 生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働

- ・生徒一人一人の発達を支える視点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について明記。
- ・障がいのある生徒や海外から帰国した生徒、日本語の習得に困難のある生徒、不登校の生徒、学齢を超過した者など、特別な配慮を必要とする生徒への指導と教育課程の関係について明記。
- ・教育課程外の学校教育活動である部活動について、教育課程との関連が図られるようにするとともに、持続可能な運営体制が整えられるようにすることを明記。
- ・教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを明記。

4 道徳の特別の教科化に係る一部改正

(1) 一部改正の経緯

- ・人格の完成及び国民の育成の基盤となるのが道徳性であり、その道徳性を養うことが道徳教育の使命。
- ・今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。
- ・発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図る。

(2) 一部改正の基本方針

- ・これまでの「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を、適切なものとして今後も引き継ぐとともに、道徳の時間を「特別の教科道徳」として新たに位置付けた。

- ・目標を明確で理解しやすいものにするとともに、道徳教育も「特別の教科道徳」も、その目標は、最終的には「道徳性」を養うことであることを前提としつつ、各々の役割と関連性を明確にした分かりやすい規定とした。
- ・内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものにするとともに、指導方法を多様で効果的なものとするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図った。

(3) 一部改正の要点

① 学校教育法施行規則改正の要点

- ・学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を「特別の教科道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと改めた。

② 「総則」改正の要点

ア 教育課程編成の一般方針

- ・「特別の教科道徳」を「道徳科」と言い換えるとともに、道徳教育の目標を「人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と簡潔に示した。
- ・道徳教育を進めるに当たっての配慮事項として、道徳教育の目標を達成するための諸条件を示しながら「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない」こととした。

イ 内容等の取扱いに関する共通事項

- ・道徳教育の内容は、「第3章特別の教科道徳」の第2に示す内容であることを明記した。

ウ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- ・全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うことや、各教科等で道徳教育の指導の内容及び時期を示すこと。
- ・各学校において指導の重点化を図るために、生徒の発達の段階や特性等を踏まえること。
- ・職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意すること。
- ・学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表することや、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

5 具体的な改善事項（別紙）

II 移行措置

○ 円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。内容の移行がないなど、教科書等の対応を要しない場合は、積極的に新学習指導要領による取組ができるようにする。

- ・総則、総合的な学習の時間、特別活動は、平成30年度から新学習指導要領による。
- ・特例を定める教科は、国語、社会、数学、理科、保健体育である。他の教科は、新学習指導要領によることができる。
- ・道徳科は、平成31年度から新学習指導要領による（平成30年度は先行可能）。

5 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の経緯及び基本方針と要点 前文（略）</p> <p>II 教育課程の編成及び実施 第1章 総則 第1 中学校教育の基本と教育課程の役割</p> <p>1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。</p> <p>2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。</p> <p>(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、(略) 生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。</p> <p>(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。(略)</p> <p>(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。(略)</p> <p>3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、(略) 生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。</p> <p>(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。 (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。 (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。</p>	<p>※新しい教育課程の考え方について共有するために、総則は抜本的に改善されている。</p> <p>第1章 総説 第2章 教育課程の基準 ※本手引きの前書き部分及び「中学校学習指導要領解説 総則編」の「第1章 総説」「第2章 教育課程の基準」を参照。 第3章 教育課程の編成及び実施 第1節 中学校教育の基本と教育課程の役割</p> <p>1 教育課程編成の原則 (1) 教育課程の編成の主体</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育課程編成における学校の主体性発揮の必要性を強調。 <p>2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 「生きる力」の意義を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことが重要。 <p>(1) 確かな学力＝知</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実に努めること。 <p>(2) 豊かな心＝徳</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳教育に加えて、「体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること」を付加。 <p>(3) 健やかな体＝体</p> <ul style="list-style-type: none"> 体育・健康に関する指導について「健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること」を付加。 <p>3 育成を目指す資質・能力【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むために、各教科等の指導を通して育成すべき資質・能力を明確にし、各教科等の目標や内容を資質・能力の観点から再整理。 資質と能力を一体的に捉え「資質・能力」と表記。 日常の指導における創意工夫のために、「何のために学ぶのか」とい学習の意義を、我が国の学校教育の実績を踏まえて、資質・能力として明示。 <p>(1) 「知識及び技能」の習得 (2) 「思考力、判断力、表現力等」の育成 (3) 「学びに向かう力、人間性等」の涵養</p>

4 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするるとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第4章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(1) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

【情報活用能力】

- ・情報活用能力とは、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力や、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むもの。
- ・情報活用能力を育成するためには、第1章総則第3の1(3)や各教科等の内容の取扱いに示すとおり、各学校において日常的に情報技術を活用できる環境を整え、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じ、情報技術を適切に活用した学習活動の充実を図る。

(2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

4 カリキュラム・マネジメントの充実【新設】

- ・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

第2節 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成【新設】

- (1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- (2) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- (3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。
- (4) 学校や地域の実態等に即したものであること。
- (5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- (6) 評価が可能な具体性を有すること。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力【新設】

(1) 学習の基盤となる資質・能力

【言語能力】

- ・言葉は、生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるもの。
- ・言語能力の向上は、生徒の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していく。
- ・言語能力を育成するために、第1章総則第3の1(2)や各教科等の内容の取扱いに示すとおり、全ての教科等においてそれぞれの特質に応じた言語活動の充実を図る。

【問題発見・解決能力】

- ・各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにする。
- ・総合的な学習の時間における横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことなどを通じて、各教科等で身に付けた力が統合的に活用できるようにすることが重要。

(2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

- ・健康・安全・食に関する力
- ・主権者として求められる力
- ・新たな価値を生み出す豊かな創造性（略）

（平成28年12月 中央教育審議会答申）

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

エ 学校において2以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

オ 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう、第2章に示す各教科や、特に必要な教科を、選択教科として開設し生徒に履修させることができる。その場合にあっては、全ての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成し、生徒の負担加重となることのないようにしなければならない。また、特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。

カ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(2) 授業時数等の取扱い

ア 各教科等の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

イ 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

ウ 各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

① 内容の取扱いの原則

- ・学習指導要領は国が定める教育課程の基準。
- ・学習指導要領に示している内容は、全ての生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（学習指導要領の「基準性」）。
- ・各指導事項の関連を十分に検討し、生徒の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序やまとめ方に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要。

② 複式学級の場合の教育課程編成の特例〈変更なし〉

- ・複式学級の場合も、原則は生徒の学年に応じた教育課程を編成することが必要。

③ 選択教科を開設する際の留意事項

- ・自ら課題を設定し追究するなどの課題学習、教科の授業で学習した内容を十分に理解するため再度学習するなどの補足的な学習、教科の授業で学習した内容よりさらに進んだ内容を学習するなどの発展的な学習など、地域や学校の実態を踏まえつつ、生徒の実態に即した多様な選択教科の開設及び授業の実施が大切。
- ・生徒の負担過重となることのないよう適切な配慮が必要。

④ 道徳教育の内容

- ・「実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえる」ことを付加。

(2) 授業時数等の取扱い

① 各教科等の年間授業時数 〈変更なし〉

- ・学校教育法施行規則第73条及び同令別表第2（第73条関係）で規定。

② 年間の授業週数 〈変更なし〉

- ・各教科等の授業時数を35週以上にわたって平均的に配当するほか、生徒の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当を工夫する。

③ 特別活動の授業時数 〈変更なし〉

- ・生徒会活動及び学校行事については、各学校において地域や学校の実態を考慮して実施する活動内容との関わりにおいて授業時数を定める。

切に編成するものとする。

- (ア) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。
- (イ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、当該教科等を担当する教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。
- (ウ) 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。
- (エ) 各学校において、生徒や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。
- エ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。
- (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項
各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。
- ア 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。
- イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

4 学校段階間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階間の接続を図るものとする。

- (1) 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、義務教育学校、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。
- (2) 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が可能となるよう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型中学校及び併設型中学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

④ 授業の1単位時間 〈変更なし〉

- ・学校教育法施行規則第73条及び同令別表第2（第73条関係）に定める授業時数の1単位時間は50分とする。

⑤ 短い時間を活用して行う指導

- ・道徳科や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分から15分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。

⑥ 給食、休憩などの時間

- ・現行「第3 授業時数等の取扱い 1」から独立。

⑦ 時間割の弾力的な編成 〈変更なし〉

- ・週単位で固定した時間割が編成できるよう、標準授業時数を35の倍数にすることを基本とした。

⑧ 年間授業日数

- ・休業日の設定に当たっては、必要な授業時数の確保及び生徒への効果的な指導の実現の観点のもとより、生徒や学校、地域の実態を踏まえつつ、地域の年中行事その他の様々な学習や体験の機会の確保等に配慮することも大切。

⑨ 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

〈変更なし〉

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

① 資質・能力を育む効果的な指導

- ・指導計画を作成するに当たり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにする。

② 各教科等及び各学年相互間の関連 〈変更なし〉

- ・各教科等の目標、指導内容の関連を検討し、指導内容の不必要な重複を避けたり、重要な指導内容が欠落したりしないように配慮するとともに、指導の時期、時間配分、指導方法などに関しても相互の関連を考慮した上で計画を立てる。

4 学校段階間の接続【新設】

(1) 小学校教育との接続及び義務教育学校等の教育課程

次のような工夫が考えられる。

- ・学校運営協議会や地域学校協働本部等の各種会議の合同開催を通じて、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを、学校、保護者、地域間で共有して改善を図ること。
- ・校長・副校長・教頭の管理職の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを共有し、改善を図ること。

(2) 高等学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程

- ・高等学校における新たな教科・科目構成との接続

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

(2) 第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。

(3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

(4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

(5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

(6) 生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

(7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施

を含め、小・中・高等学校を見通した改善・充実の中で、中学校教育の充実を図っていくことが重要。

第3節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

【新設】

- ・各教科等の指導に当たって、資質・能力が偏りなく育成されるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ・主体的・対話的で深い学びは、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して進める。
- ・主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。
- ・「見方・考え方」は、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方であり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い学びにつなげることが重要。

(2) 言語環境の整備と言語活動の充実

- ・言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実するとともに、読書活動を充実させる。

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用

- ・生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするため、情報活用能力の育成が極めて重要。
- ・各教科等の指導に当たっては、情報手段のほか、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも重要。

(4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動

〈変更なし〉

(5) 体験活動【新設】

- ・「学びに向かう力、人間性等」を育む観点から、体験活動の充実が重要。
- ・生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるようにすることを重視。
- ・カリキュラム・マネジメントを通して、様々な学習機会をより効果的なものとする。

(6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進

〈変更なし〉

(7) 学校図書館、地域の公共施設の利活用

- ・資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充

設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

第4 生徒の発達の支援

1 生徒の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

実させるため、「地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用」を付加。

2 学習評価の充実

- ・現行では配慮事項の一つであった「学習評価」について、新たに独立した項目として設定。

(1) 指導の評価と改善

- ・学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するもの。
- ・「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。
- ・観点別学習状況の評価について、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理。
- ・「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものが含まれている。
- ・「学びに向かう力、人間性等」は次の2点にも留意。
 - ① 「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分。
 - ② 観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分。
- ・資質・能力のバランスのとれた学習評価を行うためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要。

(2) 学習評価に関する工夫

- ・評価結果が評価の対象である生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要。
- ・今回の改訂は学校間の接続も重視しており、進学時に生徒の学習評価がより適切に引き継がれるよう努めていくことが重要。

第4節 生徒の発達の支援

1 生徒の発達を支える指導の充実

(1) 学級経営、生徒の発達の支援【新設】

- ・生徒の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。
- (2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。
- (4) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援することが重要。

(2) 生徒指導の充実

- ・生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、両者は深く関わっている。
- ・生徒指導を進めるに当たっては、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし、生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要。

(3) キャリア教育の充実【新設】

- ・キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要。
- ・キャリア教育の要となる特別活動の学級活動の内容に(3)一人一人のキャリア形成と自己実現を新設。実施に際しては、次の2点に留意。
 - ① キャリア教育の要としての役割を担うこととは、教育活動全体の取組を自己の将来や社会にづくりにつなげていくための役割を果たすこと。
 - ② 小学校から高等学校へのつながりを考慮しながら、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むこと。

(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

- ・生徒が主体であることから、「指導」が「学習」という表記になった（「個別指導」→「個別学習」）。

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

- ・「特別な配慮を必要とする生徒への指導」について丁寧記述。

(1) 障がいのある生徒などへの指導

① 生徒の障がいの状態等に応じた指導の工夫

- ・障がいの種類や程度を的確に把握した上で、障がいのある生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たる。
- ・総則のほか、各教科等においても、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導に

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある生徒に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を

おける障がいのある生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されたことに留意。

② 特別支援学級における特別の教育課程

- ・特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方について新たに示した。
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- ・特別支援学級は、中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、第1章総則第1の1の目標を達成するために、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提。
- ・その上で、なぜ、規定を参考にするというものを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫する。

③ 通級による指導における特別の教育課程

- ・通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」という規定が付加。
- ・指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の6区分27項目の内容を参考とする。
- ・通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化。

④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

- ・特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒に対する個別の教育支援計画と個別の指導計画について、全員に作成し、活用する。
- ・通常の学級には障がいのある生徒などが在籍していることもあるため、通級による指導を受けていない障がいのある生徒などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用する。

(2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導【新設】

① 学校生活への適応等

- ・帰国生徒や外国人生徒、外国につながる生徒がもっている外国での生活や異文化に触れた経験や、これらを通じて身に付けた見方や考え方、感情や

生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

(3) 不登校生徒への配慮

ア 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間中学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

情緒、外国語の能力などの特性を、本人の各教科等の学習に生かすことができるよう配慮する。

- ・他の生徒についても、帰国した生徒や外国人の生徒、外国につながる生徒と共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮する。

② 日本語の習得に困難のある生徒への通級による指導

- ・平成 26 年に学校教育法施行規則が改正され、日本語の習得に困難がある生徒に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能となった。
- ・生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要。

(3) 不登校生徒への配慮【新設】

① 個々の生徒の実態に応じた支援

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第 3 条第 2 号及び第 3 号において、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」と規定されている。
- ・同法第 7 条第 1 号の規定に基づき教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を文部科学大臣が策定。
- ・不登校生徒については、これらの法令や指針等に基づき適切に支援を行う。
- ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの生徒にも起こり得ることとして捉える。
- ・不登校とは、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、生徒の自己肯定感を高めるためにも重要。
- ・不登校生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、支援が必要。

② 不登校生徒の実態に配慮した教育課程の編成

- ・不登校生徒の学習状況に合わせた個別学習、グループ別学習、家庭訪問や保護者への支援等個々の生徒の実態に即した支援、学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導方法や指導体制の工夫

(4) 学齢を超過した者への配慮

ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を超過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を超過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

イ 学齢を超過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえつつ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留

改善に努める。

(4) 学齢を超過した者への配慮【新設】

① 学齢を超過した者を対象とする教育課程

- 平成29年3月に学校教育法施行規則を改正し、夜間中学において学齢期を超過した者（以下「学齢経過者」という。）に対して指導を行う際に、その実情に応じた特別の教育課程を編成することができることとした。

② 学齢を超過した者への教育における指導方法等の工夫改善

- 学齢経過者に対しては、その年齢や境遇が多様であることも踏まえ、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していくことが必要。
- 日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、そうした生徒に対する配慮が必要。

第5節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

① カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け【新設】

- 各学校のカリキュラム・マネジメントの実施に当たっては、校長の方針の下に、学校の教育目標などとともに、校長が定める校務分掌に基づき、全教職員が適切に役割分担し、相互に連携することが必要。
- その上で、効果的な年間指導計画の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねることも重要で、こうした取組が学校の特色を創り上げていく。
- カリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要。

② 各分野における学校の全体計画等との関連付け【新設】

- 学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等との関連付けを十分に行うことで、カリキュラム・マネジメントの充実が図られ、より効果的な指導の実現につながる。

③ 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連

- 中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、教育的意義が高いことも指摘されている。そうした教育的意

意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めること。

第6節 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

義が部活動の充実の中でのみ図られるのではなく、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要。

- ・部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。また、中学校教諭の部活動に係る土日の活動時間が長時間勤務の要因の一つとなっており、その適切な実施の在り方を検討していく必要がある。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

① 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を越えた交流の機会

- ・家庭や地域の人々の積極的な協力を得て生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していく。
- ・家庭や地域の人々に適切に情報発信し理解や協力を得たり、学校運営などに対する意見を的確に把握して自校の教育活動に生かしたりする。

② 学校相互間の連携や交流

- ・学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

第6節 道徳教育推進上の配慮事項

- ・総則では、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育が明記されている。

1 道徳教育の指導体制と全体計画

(1) 道徳教育の指導体制

- ・道徳教育は、学校の教育活動全体で行うものであり、学校の教育課程の管理者である校長は、その指導力を発揮し、学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示すことが必要。
- ・道徳教育推進教師は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進する上での中心となり、全教師の参画、分担、協力の下に、その充実が図られるよう働きかけていくことが望まれる。

(2) 道徳教育の全体計画

- ・道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示す。

(3) 各教科等における指導の基本方針

- ・各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で、道徳性が養われることを考え、見直しをもって指導することが

2 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

重要。

(4) 各教科等における道徳教育

- ・各教科等における道徳教育を行う際には、それぞれの特質に応じて適切に指導する。

2 指導内容の重点化

- ・社会的な要請や今日的課題についても考慮し、次の(1)から(5)までについて留意すること。

- (1) 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事。
- (2) 生命を尊重する心や自分の弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること。
- (3) 法やきまりの意義に関する理解を深めること。
- (4) 自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと。
- (5) 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること。

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止

(1) 学校や学級内の人間関係や環境を整えること

- ・教師と生徒、生徒相互の人間関係や言語環境、整理整頓され掃除の行き届いた校舎や教室等の環境の整備を大切にす。

(2) 豊かな体験の充実

- ・職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域社会の行事への参加など、様々な豊かな体験の充実を図る。

(3) 道徳教育の指導内容と生徒の日常生活

- ・道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされ、いじめの防止や安全の確保等の課題についても主体的に関わることができるようにしていく。

4 家庭や地域社会との連携

(1) 道徳教育に関わる情報発信

- ・道徳教育の全体計画や道徳教育の成果としての生徒のよさや成長の様子を、家庭や地域社会に周知する。

(2) 家庭や地域社会との相互連携

- ・学校の実態に応じて、家庭や地域社会との相互交流の場を設定したり、学校運営協議会制度などを活用して、道徳教育の成果について話し合ったりし、道徳教育の改善を図る。